

2021年5月1日

資金決済法改正に伴う組合員の皆様へのお知らせ

生協ひろしまが発行するコプカ電子マネー及び、商品券（以下「前払式支払手段」という）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）の適用を受け、組合員の皆様にご利用いただいています。

この度、資金決済法の改正法令が、2021年5月1日より施行されています。改正に伴い、下記2点の告知内容について、お知らせいたします

1. 組合員資金の保全方法（発行保証金の供託）について

- (1) 資金決済法では、前払式支払手段の保有者保護制度として、前払式支払手段の未使用残高の半額以上の額を発行保証金として、法務局へ供託することが義務付けられています。
前払式支払手段の供託については、法令通り、広島法務局に供託しています。
- (2) 生協ひろしま（以下、「当組合」といいます）が破産するなど万一の場合には、資金決済法第31条の規程に基づき、あらかじめ保全された発行保証金において、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

2. 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針について

- (1) 商品券について
 - ①生協ひろしま商品券の紛失、盗難等により、組合員に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。
- (2) 電子マネーについて
 - ①組合員の皆様が「コプカ電子マネー（以下、コプカといいます）」を第三者に取得され、組合員の意思に反して「コプカ」が利用又は処分等されたことにより、組合員の皆様に損失が発生した場合、当組合は、「コプカ」の組合員の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、原則としてこれを補償します。
 - ②ただし、当組合に申告した内容、当組合が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに、該当すると当組合が判断した損失の全部または一部について補償を行いません。
 - i) 組合員の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失。
 - ii) 組合員の同居の家族、親族などの行為に起因して発生した損失。
 - iii) 組合員が当該損失に係る事実について、当組合に虚偽の説明を行った場合における当該損失。
 - iv) 戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じて発生した損失。
 - v) コプカ電子マネー利用約款第13条第2項に定める一定期間にコプカの残高を第三者により利用されて発生した損失。
 - vi) 同3項に定める紛失・盗難届出時にコプカ残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高がコプカに残ったまま、脱退となる場合に発生した損失。

=注= 詳細につきましては、**コプカ電子マネー利用約款第13条**をご覧ください。
 - ③コプカの組合員が当組合に対して保証を求める場合に、下記の「補償手続きの内容」に従った手続きを行うとともに、当組合による調査に協力するものとします。組合員が当該手続きを怠った場合には、組合員に生じた損失の全部または一部について、当組合はその責任を負わないことがあります。
 - ④当組合への補償手続きは以下のとおりとなります。
 - i) コプカ電子マネーの組合員は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合には、その最終損失日）から60日以内に、当該損失が発生した事実を当組合に通知するものとします。
 - ii) また、その被害について、警察署へ申告しなければならないものとします。
 - iii) 組合員は、前項に基づく当組合への通知後速やかに、当組合に対して、以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。
『損失額』『損失発生日』『損失発生の経緯』『その他当組合が通知を求めた事項』
 - ⑤補償に関する相談窓口及び連絡先
生活協同組合ひろしま 組合員サービスセンター
フリーダイヤル： 0120-500-935
営業時間： 月曜日～土曜日 08:00～21:00